

日本道路株式会社と包括連携に関する協定を締結

本庄市は、日本道路株式会社と相互に連携し、地域の発展や市民サービスの向上を推進するため、「本庄市と日本道路株式会社との包括連携に関する協定」の締結を行い、協働による活動を推進します。

【協定について】

目 的 本庄市と日本道路株式会社は相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上と市民の健康的な生活を実現することを目的とする。

内 容

- （１）まちづくりに関すること
- （２）健康づくりに関すること
- （３）スポーツ振興に関すること
- （４）スポーツ環境の安全に関すること
- （５）こども、青少年の健全育成に関すること
- （６）その他

【締結式について】

日 時：２月５日(木) 午後２時～

会 場：本庄市役所３階庁議室

締結先：日本道路株式会社

※取材を希望される場合は、２月２日(月)午後５時までに別紙１）取材申込書でお申し込みください。

○添付資料 包括連携に関する協定書 １部

問合せ先

○本件記事に関すること 市民生活部 市民活動推進課 担当：真下

電話：０４９５（２５）１１１８

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：谷田部

電話：０４９５（２５）１１５５

FAX送信票

取材申込書

令和8年 月 日

宛	本庄市役所 市民生活部 市民活動推進課 行
先	FAX 0495-22-0602

2月5日(木)

本庄市と日本道路株式会社との包括連携に関する
協定締結式の取材を申し込みます。

社 名	
ご担当者名	
人 数	
連絡先（電話）	

※ 2月2日(月)午後5時までにお申し込みください。

【担当】

本庄市役所 市民活動推進課
担当：真下
電話：0495-25-1118（直通）

本庄市と日本道路株式会社との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と日本道路株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上と市民の健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力をする。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) スポーツ振興に関すること
- (4) スポーツ環境の安全に関すること
- (5) こども、青少年の健全育成に関すること
- (6) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討・実施により知り得た情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならず、かつ、本協定の目的外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定を廃止した後も、前項に定める守秘義務の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月5日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市

本庄市長

乙 東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館7階

日本道路株式会社

代表取締役社長